

## 国民健康保険税の改正

### 課税限度額の引き上げ

高齢化などに伴い医療費が増大する中、中間所得層の保険料負担を軽減するため、課税限度額を引き上げました。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
改正前(令和6年度)	65万円	24万円	17万円	106万円
改正後(令和7年度)	66万円	26万円	17万円	109万円

### 低所得者世帯に対する軽減基準の拡大

世帯主および国保加入者の合計所得が一定基準以下の場合、「均等割」と「平等割」について7割・5割・2割の軽減措置が適用されます。このうち5割軽減と2割軽減の基準を拡大しました。

改正前(令和6年度)	5割軽減	所得が43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯
	2割軽減	所得が43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯
改正後(令和7年度)	5割軽減	所得が43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯
	2割軽減	所得が43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下の世帯

※令和7年度の国民健康保険税率に変更はありません。

問合せ先 国保医療課 ☎ 8721

## 後期高齢者医療 保険料額のお知らせ

令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬頃送付します。

**保険料の計算方法**

均等割額 5万2791円 + (令和6年中(1~12月)の総所得金額等※1-基礎控除額43万円※2) × 所得割率 11・24% = 保険料額(年額) 上限80万円

※1 総所得金額等とは収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のこと)をい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みませんを引いた金額です。  
 ※2 合計所得金額が2400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

### 所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者全員+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円 × (年金・給与所得者数-1)	7割 (15,837円)
基礎控除額(43万円)+30.5万円×被保険者数+10万円 × (年金・給与所得者数-1)	5割 (26,395円)
基礎控除額(43万円)+56万円×被保険者数+10万円 × (年金・給与所得者数-1)	2割 (42,232円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

### 被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

※後期高齢者医療制度に加入する前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けられません。ただし、両方受けられる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。  
 問合せ先 兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎ 078・326・2021

国保医療課 ☎ 8796

## 福祉医療費受給者証 7月から更新

新しい福祉医療費受給者証を6月下旬に郵送します(母子家庭などに該当される方には現況届を郵送)。7月からは、マイナンバーカードまたは資格

確認書と一緒に新しい受給者証を医療機関の窓口に表示してください。  
 問合せ先 国保医療課 ☎ 8796

助成制度	対象者	自己負担	所得基準															
乳幼児等・こども	0歳児~18歳	なし	所得制限なし(ただし、中学3年生までは保護者の所得の確認が必要)															
高齢期移行	65~69歳で世帯全員が市民税非課税	2割負担 区分Ⅰ/ ・外来限度額 月 8,000円 ・外来+入院限度額 月 15,000円 区分Ⅱ/ ・外来限度額 月 12,000円 ・外来+入院限度額 月 35,400円	区分Ⅰとは… 市民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円の方 区分Ⅱとは… 市民税が非課税世帯で本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下で、かつ要介護2以上に該当する方															
重度障害者等・高齢重度障害者等	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・外来限度額/1医療機関あたり1日600円で月2回まで(低所得者400円) ・入院限度額/1割負担で月2,400円(低所得者1,600円) ※18歳までは自己負担なし	本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満 ※18歳までは所得制限なし															
母子家庭等	18歳に達した年度未までの児童または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父およびその児童、遺児	・外来限度額/1医療機関あたり1日800円で月2回まで(低所得者400円) ・入院限度額/1割負担で月3,200円(低所得者1,600円) ※18歳までは自己負担なし	児童の親または扶養義務者の所得が下記の基準未満 ※詳しくは市HPを参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>収入の目安</th> <th>所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>142万円</td> <td>69万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>190万円</td> <td>107万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>244.3万円</td> <td>145万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>298.6万円</td> <td>183万円</td> </tr> </tbody> </table> ※18歳までは所得制限なし	扶養人数	収入の目安	所得	なし	142万円	69万円	1人	190万円	107万円	2人	244.3万円	145万円	3人	298.6万円	183万円
扶養人数	収入の目安	所得																
なし	142万円	69万円																
1人	190万円	107万円																
2人	244.3万円	145万円																
3人	298.6万円	183万円																

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除または寄付金税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。  
 ※精神障害者保健福祉手帳によって受給者となられた方は、精神疾患以外の受診分について医療費を助成します。  
 ※高額な治療を受ける際には、必ず医療機関の窓口で限度額認定証をご提示ください(マイナンバーカードを提示した場合を除く)。

## 児童手当現況届の提出

令和4年度から、児童の養育状況が変わっていないければ現況届の提出は原則不要ですが、次の方は現況届の提出が必要です。対象者には、案内を送付します。

- 現況届の提出が必要な方
  - 離婚協議中で配偶者と別居されている方
  - 配偶者からの暴力などにより、住民

票の住所地と異なる市区町村で受給している方  
 ○法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の方  
 ○児童の兄弟などが就職などしており、かつ第3子以降加算のカウント対象となっている方  
 受付期間 6月2日(月)~30日(月)  
 問合せ先 子育て支援課 ☎ 8709

## 将来の年金額を増やしたい方は「付加年金」を

国民年金の定額保険料(月額1万7510円)に加えて付加保険料(月額400円)を納付することで、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

●付加年金額 「200円×付加保険料納付月数」

【例】付加保険料を10年(120月)・保険料4万8千円)納めた場合、200円×120月=2万4千円(年間受給額)が老齢基礎年金額にプラスされます。

2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の付加年金を受給できます。

### ●納付できる方

- ・国民年金第1号被保険者(産前産後免除期間も納付可能)
- ・任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)

※申出月からの加入となり、遡って加入はできません。  
 ●納付できない方  
 ・国民年金保険料の納付を免除されている方

問合せ先 市民課 ☎ 8722  
 加古川年金事務所 ☎ 079・427・4740